

変更

地域森林(変更)計画書(案)

(太田川森林計画区)

計画期間

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 1 6 年 3 月 3 1 日

(令和 7 年 1 2 月変更)



広島県

【変更事項及び理由】

1 変更事項

以下の事項について変更する。変更事項以外については、従前の計画書のとおりとする。変更は、令和8年4月1日から効力を生じるものとする。

III 計画事項

第1 計画の対象とする区域

2 変更理由

森林法第5条第5項の規定による森林の現況、経済事情等に変動があったため。

目 次

はじめに	
------	-------

I 広島県の基本方針	
------------	-------

第1 広島県の基本的な考え方	
第2 広島県が定める目標	
1 森林資源経営サイクルの構築	
2 森林資源利用フローの推進	
3 山地災害防止に向けた取組	
4 森林の公益的機能の維持	

II 計画区の概要	
-----------	-------

第1 計画区の位置	
第2 自然的条件	
1 地形	
2 気候	
3 地質及び土壌	
第3 社会経済的条件	
1 人口	
2 産業	
3 交通	
4 土地利用	
第4 森林・林業の概況	
第5 計画樹立に当たっての基本的考え方	

III 計画事項	 1
----------	---------

第1 計画の対象とする森林の区域	 1
第2 計画量等	
1 前計画の実行結果の概要及びその評価	
(1) 伐採立木材積	
(2) 間伐面積	
(3) 人工造林及び天然更新別面積	

(4)	林道の開設及び拡張	
(5)	保安林の整備及び治山事業	
2	今期計画	
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	
(2)	間伐面積	
(3)	人工造林及び天然更新別の造林面積	
(4)	林道の開設及び拡張に関する計画	
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(6)	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	
第3	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1	森林の整備及び保全の目標	
2	森林の整備及び保全の基本方針	
3	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	
(3)	その他必要な事項	
4	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
5	その他必要な事項	
第4	森林の整備に関する事項	
1	立木竹の伐採（間伐以外）	
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	
(3)	その他必要な事項	
2	造林	
(1)	人工造林に関する指針	
(2)	天然更新に関する指針	
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
(4)	その他必要な事項	
3	間伐及び保育	
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	

(3) その他必要な事項	
4 林道等の開設や林産物の搬出	
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び 作業システムの基本的な考え方	
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域 （路網整備等推進区域）の基本的な考え方	
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在 及びその搬出方法	
(6) その他必要な事項	
5 森林施業の合理化等	
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林 施業の共同化に関する方針	
(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に 関する方針	
(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
(5) その他必要な事項	
第5 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全	
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意 すべき森林の地区	
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する 必要のある森林及びその搬出方法	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(4) その他必要な事項	
2 保安施設	
(1) 保安林の整備に関する方針	
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	
(3) 治山事業の実施に関する方針	
(4) 特定保安林の整備に関する事項	
(5) その他必要な事項	

3	鳥獣害の防止
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の 防止の方法に関する方針
(2)	その他必要な事項
4	森林病虫害の駆除と予防・その他の森林の保護等
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針
(2)	鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）
(3)	林野火災の予防の方針
(4)	その他必要な事項
第6	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に 関する事項
1	保健機能森林の区域の基準
2	その他保健機能森林の整備に関する事項
第7	その他必要な事項
1	保安林その他制限林の施業方法
2	その他必要な事項

（附）参考資料

1	森林計画区の概要
(1)	市町村別土地面積及び森林面積
(2)	地況
(3)	土地利用の現況
(4)	産業別生産額
(5)	産業別就業者数
2	森林の現況
(1)	齢級別森林資源表
(2)	制限林普通林別森林資源表
(3)	市町村別森林資源表
(4)	所有形態別森林資源表
(5)	制限林の種類別面積
(6)	樹種別材積表
(7)	特定保安林の指定状況
(8)	荒廃地等の面積
(9)	森林の被害
(10)	防火線等の整備状況

3	林業の動向	
(1)	保有山林規模別林家数	
(2)	森林経営計画の認定状況	
(3)	経営管理権及び経営管理実施権の認定状況	
(4)	森林組合及び生産森林組合の現況	
(5)	林業事業体等の現況	
(6)	林業労働力の概況	
(7)	林業機械化の概況	
(8)	作業路網等の整備の概況	
4	前期計画の実行状況	
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	
(2)	間伐面積	
(3)	人工造林・天然更新別面積	
(4)	林道の開設及び拡張の数量	
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	
	ア 保安林の指定又は解除の面積	
	イ 治山事業の数量	
5	今期計画の明細	
(1)	伐採材積及び人工造林・天然更新の明細	
6	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	
(1)	森林より森林以外への異動	
(2)	森林以外より森林への異動	
7	林分密度管理図	
(1)	スギ林の収量比数 R_y による管理表	
(2)	ヒノキ林の収量比数 R_y による管理表	
8	主伐可能量の目安	
(1)	主伐（皆伐）上限量の目安	
(2)	再造林率に応じた持続的伐採可能量	

Ⅲ 計画事項

第 1 計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする民有林の面積は、次表のとおりです。

なお、地域森林計画の対象とする民有林は、次の事項の対象となります。

- ① 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による開発行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）
- ② 森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定による森林の土地の所有者となった旨の届出
- ③ 森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出等（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）

市町別面積

区 分			面積 (ha)	備考
総数			<u>185,913.20</u>	
広島市	中区、東区、 南区、西区	(広島)	<u>1,274.87</u>	
	東区	(安芸)	<u>1,611.24</u>	
	安芸区	(船越)	<u>125.45</u>	
		(瀬野川)	<u>3,786.09</u>	
		(阿戸)	<u>1,586.16</u>	
		(矢野)	<u>637.06</u>	
	安佐南区	(祇園)	<u>393.57</u>	
		(安古市)	<u>639.08</u>	
		(佐東)	<u>577.71</u>	
		(沼田)	<u>4,746.09</u>	
	安佐北区	(安佐)	<u>8,334.02</u>	
		(可部)	<u>6,249.88</u>	
		(高陽)	<u>3,149.11</u>	
		(白木)	<u>8,076.98</u>	
	佐伯区	(五日市)	<u>3,326.46</u>	
		(湯来)	<u>13,709.43</u>	
	小計		<u>58,223.20</u>	

市町別面積

区 分		面積 (ha)	備考
大竹市		<u>6,055.55</u>	
廿日市市	(廿日市)	<u>2,884.35</u>	
	(佐伯)	<u>16,284.64</u>	
	(吉和)	<u>10,333.16</u>	
	(大野)	<u>5,832.15</u>	
	小計	<u>35,334.30</u>	
安芸郡	府中町	<u>443.57</u>	
	海田町	<u>648.33</u>	
	熊野町	<u>1,932.04</u>	
	坂町	<u>878.07</u>	
山県郡	安芸 太田町	(加計)	<u>8,028.35</u>
		(筒賀)	<u>4,889.22</u>
		(戸河内)	<u>15,944.12</u>
		小計	<u>28,861.69</u>
	北広島町	(芸北)	<u>22,343.28</u>
		(大朝)	<u>7,551.80</u>
		(千代田)	<u>13,492.39</u>
		(豊平)	<u>10,148.98</u>
		小計	<u>53,536.45</u>

注1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

2 森林計画図は、農林水産局林業課、西部農林水産事務所において縦覧に供する。